

学校法人

愛 泉 學 園 寄 附 行 為

目

次

第一章 総則

第二章 目的及び事業
第三章 役員及び理事会

第四章 評議員及び評議員会

第五章 資産及び会計

第六章 解散及び合併

第七章 寄附行為の変更

補則

第八章 役員の損害賠償責任

第九章

学校法人 愛泉学園寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人愛泉学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を大阪府堺市堺区浅香山町一丁二番二〇号に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。
(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 堀女子短期大学 美容生活文化学科
- 二 香ヶ丘リベルテ高等学校 全日制課程 普通科
- 三 堀リベラル高等学校 全日制課程 表現教育科
- 四 堀リベラル中学校

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 六人

二 監事 二人

2 理事のうち一人を理事長とし、理事会において選任する。

(理事の選任)

第六条 理事は次の各号に掲げるものとする。

一 堺女子短期大学長

二 評議員のうちから評議員会において選任した者 二人

三 この法人の功労者又は学識経験者のうちから理事会において選任した者 三人

2 前項第一号又は第二号の理事は学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第七条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうち

から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対し理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第六号の請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から一週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の召集の通知が發せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第八条

役員（第六条第一項第一号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は四年とする。ただし、欠員が生じた場合は、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
2 役員は、再任されることができる。
3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第十条 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 1 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - 2 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - 3 職務上の義務に違反したとき。
 - 4 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。
- 役員は次の事由によって退任する。
- 1 任期の満了
 - 2 辞任
 - 3 死亡

四 私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる自由に該当するに至つたとき。

(理 事 会)

第十一條 この法人に、理事会を置く。

- 1 この法人に、理事をもつて組織する。
- 2 理事会は、理事長が招集する。
- 3 理事会は、随時理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

6 前項の通知は、会議の七日前までになさなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第七条第四項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第十三項の規定による除斥のため三分の二に達しないときは、この限りではない。

11 理事会に付議される事項につき、他の理事に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者とみなし、議決数に計上する。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定)

第十一条 この法人の業務は、理事会で決定する。

(理事長の職務)

第十三条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人の業務について、この法人を代表する。

(理事の代表権の制限)

第十四条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
(理事長職務の代理等)

第十五条

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事会のあらかじめ指名した他の理事が、順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行つ。

(議事録)

第十六条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事一人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならぬ。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(理事会)

第十七条 この法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常任理事会を設ける。

2 常任理事会に関する事項は、別に定める。

第四章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第十八条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

一 堺女子短期大学長

二 この法人の職員のうちから理事会において選任した者

三人

三 この法人の設置する学校を卒業した者で年令二十五年以上のもののうちから理事会において選任した者

七人

四 理事のうちから理事の互選によつて定められた者

二人

五 この法人の功労者又は学識経験者のうちから、理事会において選任した者

四人

2 前項第一号、第二号又は第四号に規定する評議員は、学長、この法人の職員又は理事の職若しくは地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第十九条 第十条の規定は、評議員についても準用する。

(任期)

第二十条 評議員の任期は四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員会)

第二十一条 この法人の評議員会は、十七人の評議員をもつて組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議の七日前までに、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

5 評議員会に議長を置き、議長は、評議員会の互選で選任する。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

ただし、第十項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の

過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 8 評議員会に付議される事項につき、他の評議員に委任状を交付して、議決権の行使を委任した者は、前項の出席者をみなし、議決数に計上する。
- 9 第七項の場合において、議長は、評議員会の議決に加わることができない。
- 10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- (議事録)
- 第二十一条 第十六条第一項及び第二項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。
- (諮問事項)
- 第二十三条 次に掲げる事項は、理事長においてあらかじめ評議員の意見を聴かなければならない。
- 一 予算及び事業計画
 - 二 事業に関する中期的な計画
 - 三 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分又は管理並びに不動産の買受けに関する事項
 - 四 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - 六 寄附行為の変更
 - 七 合併
 - 八 目的たる事業の成功の不能による解散
 - 九 寄附金品の募集に関する事項
 - 十 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十四条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し
て意見を述べ、もしくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 別紙財産目録記載の財産
- 二 授業料収入、入学金収入及び検定料収入
- 三 資産から生ずる果実
- 四 寄附金品
- 五 その他の収入

(資産の区分)

第二十六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目
録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載す
る財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従つて基本財産、運用財産に編入
する。

(基本財産の処分の制限)

第二十七条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、その一部に限り理事総数の三分の二以上の議決を得て、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第二十八条 積立金及び運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は定額郵便貯金もしくは定期預金とするかして、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十九条 積立金及び運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は定額郵便貯金もしくは定期預金とするかして、理事長が保管する。

(会計)

第三十条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上七年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十二条 予算をもつて定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十三条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長において決算及び事業の実績を評議員会に報告する場合には、監事の意見を添えなければならない。
- 3 決算において剩余金のあるときは、その一部又は全部を基本財産又は運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十四条

この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第三十五条

この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を

除く。) を作成したとき 「これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第三十六条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
ができる。

(資産総額の変更登記)

第三十七条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十八条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第三十九条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功的の不能となつた場合で、理事会における出席理事の三分の二以上
上の議決

- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号の事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解

數にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第四十条　解散（合併又は破産によつて解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財團法人に帰属する。

(合併)

第四十一条　この法人が合併しようとするときは、理事の三分の一以上の議決及び評議員会の意見を聞いて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十二条　この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事の三分の一以上の議決及び評議員会の意見を聞いて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事の三分の一以上の議決及び評議員会の意見を聞いて、文部科学大臣に届け出なければならない。

第八章 捕則

(書類及び帳簿の備付)

第四十三条　この法人は、第三十四条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備

えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十四条 この法人の公告は、愛泉学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十五条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の運営に関する必要な事項は、理事会が定める。

第九章 役員の損害賠償責任

(責任の免除)

第四十六条 役員が任務を怠つたことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によつて免除することができる。

(責任限定契約)

第四十七条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠つたことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金五十万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び

一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいづれか高い額を限度とする旨の契約書を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この寄附行為は平成三年四月一日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成八年四月一日から施行する。（平成七年九月二十六日 文部大臣認可）
- 2 堀女子短期大学の家政学科は、改正後の寄附行為第四条第一号の規定にかかるらず平成八年三月三十日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成十五年四月一日から施行する。（平成十四年五月二十九日文部科学大臣認可）

附 則

この寄附行為は、平成十六年四月一日から施行する。（平成十六年三月二一日文部科学大臣認可）

附 則

この寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十八年一月三十一日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

平成二十一年三月三十日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十三年一月八日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十三年九月二十八日）から施行する。

附 則

平成二十四年三月三十日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十四年六月十八日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成三十一年三月四日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。